

和泉市立人権文化センター条例の一部改正について（概要）

総務部人権・男女参画室

1 主な改正の理由

和泉市立人権文化センターは、和泉市富秋中学校区等まちづくり構想に基づく移転及び機能集約として、令和12年度に予定している新施設の竣工後に除却し、跡地を売却する計画であるが、機能の一つである市民文化ホールは既に利用を休止していることを踏まえ、市有財産の有効活用の観点から、先行して施設の廃止・除却を行う必要がある。

2 市民文化ホールの開設及び利用休止経過

昭和52年5月	施設開設。以降長年にわたり、市民団体等による文化・芸術等に関わる事業や市主催事業に活用
平成28年10月	舞台上の電気設備改修工事の際に、舞台側面、天井、客席天井裏にアスベストが検出
11月	新規予約受付を停止
平成29年2月	利用休止。その後、改修には多額の費用（約20億円）がかかるため復旧を見合わせ
令和2年3月	和泉市富秋中学校区等まちづくり構想において、人権文化センター本館、王子分館及び幸分館並び青少年センターを集約化し、（仮称）多世代交流拠点施設を整備する方針を決定

3 主な改正の内容

第2条及び別表において、和泉市立市民文化ホールに係る規定を削除する。

4 施行期日

令和5年4月1日

5 スケジュール

令和5年3月末	市民文化ホールの廃止
令和5年度	ホール除却設計
令和6年度～7年度	ホール除却工事
令和8年度	ホール跡地の土地鑑定、土地処分手続
令和12年度	（仮称）多世代交流拠点施設竣工
令和13年度～	人権文化センター本館等の除却、土地処分手続

人権文化センター市民文化ホールの取り扱いについて

1. 趣旨

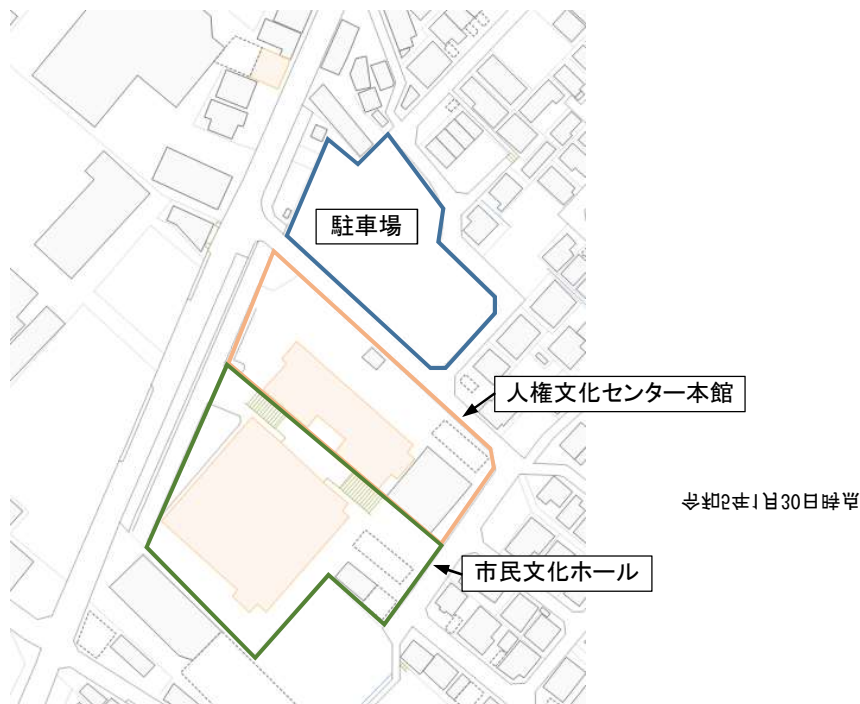
「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」及び「和泉創発プラン」において、人権文化センター、幸分館、王子町分館、青少年センターを集約化し、(仮称)多世代交流拠点施設を整備する方針としています。各施設の建物は、令和12年度に予定している新施設のオープン後に除却し、跡地を売却する計画ですが、人権文化センター機能の一つである「市民文化ホール」については既に利用を休止しているため、先行して施設を廃止・除却するものとします。

2. 施設の概要

(1) 人権文化センターの構造等

施設	構造等	建物延床面積	敷地面積
人権文化センター本館	SRC造 5階建	4,168㎡	9,900㎡
市民文化ホール	SRC造 3階建	2,344㎡	
駐車場	平面駐車場 92台	—	
合計	—	6,512㎡	9,900㎡

【配置図】



(2) 市民文化ホールの利用休止経過

- ・平成28年10月 舞台上の電気設備改修工事の際にアスベスト検出
- ・ 〃 11月 新規予約受付を停止
- ・利用者との協議を踏まえ平成29年2月18日の使用をもって利用休止

3. 市民文化ホールの廃止時期について

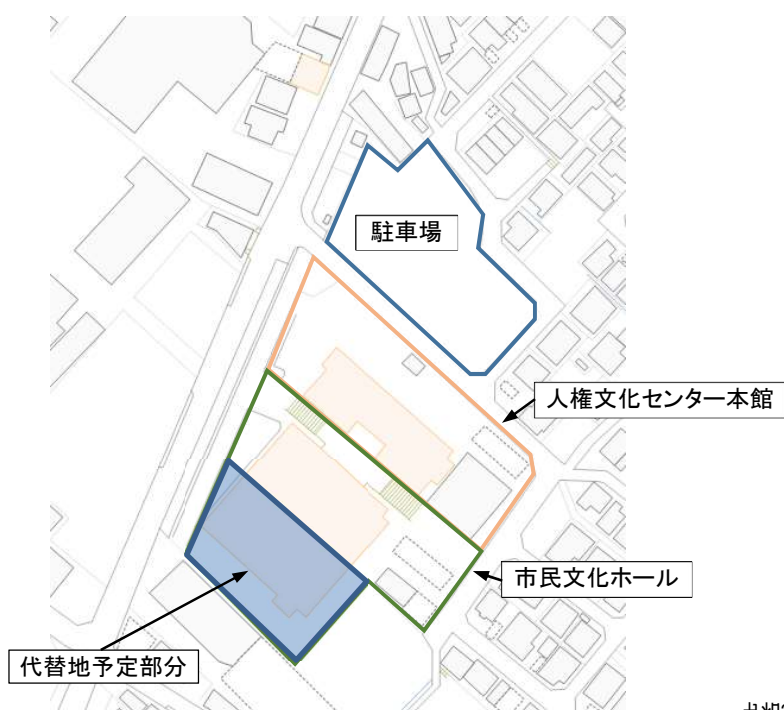
各施設は（仮称）多世代交流拠点施設の整備後の令和13年度以降の除却を想定していますが、市民文化ホールはより早期に除却し跡地活用するよう対応します。

【予定スケジュール】

令和4年第4回定例会	総務企画委員会協議会で方向性を報告
令和5年第1回定例会	人権文化センター条例の一部改正（市民文化ホールの廃止） 市民文化ホール除却の設計予算案（令和5年度当初予算）
令和5年3月末	市民文化ホールの廃止
令和5年度～7年度	除却設計、除却工事
令和8年度	土地鑑定、土地処分手続

4. 跡地活用について

市民文化ホール跡地の一部の敷地については、現在、北部地域で進めている北信太駅前整備事業の事業推進を図るために代替地として活用することを予定しています。その他の部分は、人権文化センター本館の除却後に、富秋中学校区等まちづくり構想に即した土地利用を図っていく方針とし、それまでの間は土地の貸付等を含めた有効活用を検討します。



令和2年1月30日時点

議案第 号

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市立人権文化センター市民文化ホールについて、現在その供用を休止していることを踏まえ、市有財産の有効活用の観点から、和泉市富秋中学校区等まちづくり構想に基づく和泉市立人権文化センター及び和泉市立青少年センターの移転及び機能集約に先立って、廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立人権文化センター条例（平成13年和泉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新									旧								
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。									(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。								
名称				位置					名称				位置				
和泉市立人権文化センター本館				略					和泉市立人権文化センター本館				略				
									<u>和泉市立市民文化ホール</u>				<u>和泉市伯太町六丁目1番20号</u>				
(以下略)									(以下略)								
別表（第9条関係） 和泉市立人権文化センター本館基本料金									別表（第9条関係） 和泉市立人権文化センター本館及び和泉市立市民文化ホール基本料金								
(単位：円)									(単位：円)								
利用時間 区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり		利用時間 区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり	
	9:00～	13:00～	18:00～	9:00～	13:00～	9:00～	9:00～	13:00～		9:00～	13:00～	18:00～	9:00～	13:00～	9:00～	9:00～	13:00～
利用室名	12:00	17:00	22:00	17:00	22:00	22:00	13:00	22:00	利用室名	12:00	17:00	22:00	17:00	22:00	22:00	13:00	22:00

新		旧									
(中略)		(中略)									
5階料理教室	略	5階料理教室	略								
		市民文化ホール	休日	26,250	35,000	35,000	61,250	70,000	96,250	8,750	8,750
			平日	21,000	28,000	28,000	42,000	49,000	63,000	7,000	7,000
備考		備考									
<p>1 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体(以下「市民等」という。)以外の者が利用する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。</p> <p>2 利用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「営利目的」という。)をもって利用する場合又は入場料その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。</p> <p>3 略</p>		<p>1 休日とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までをいい、平日とは休日以外の日をいう。</p> <p>2 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体(以下「市民等」という。)以外の者が市民文化ホール以外の施設を利用する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。</p> <p>3 利用者が市民文化ホール以外の施設において商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「営利目的」という。)をもって利用する場合又は入場料その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。</p> <p>4 略</p>									

新	旧
<p>4 許可を受けた利用時間を延長して利用する場合（以下「延長利用の場合」という。）の使用料は、1時間（1時間に満たないときは1時間とする。以下同じ。）につき、許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの使用料を加算した額とする。</p> <p>5 大会議室における冷暖房装置の使用料は、基本料金の0.4倍の額（延長利用の場合にあつては、1時間につき、当該延長時間に係る区分の1時間当</p>	<p>5 <u>利用者が市民文化ホールにおいて入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>入場料等の最高額が2,000円を超え4,000円以下の場合 基本料金の1.3倍の額</u></p> <p>(2) <u>入場料等の最高額が4,000円を超え6,000円以下の場合 基本料金の1.5倍の額</u></p> <p>(3) <u>入場料等の最高額が6,000円を超える場合 基本料金の2倍の額</u></p> <p>6 <u>市民文化ホールを利用する日の属する月の3月前の1日から利用する日の当日までの間に申請して同ホールを利用する場合の使用料は、基本料金（入場料等を徴収する場合にあつては、前項の規定により算出した額）の0.75倍の額とする。</u></p> <p>7 <u>市民文化ホールの舞台のみを利用する場合の使用料は、基本料金の0.4倍の額（前項の場合にあつては、基本料金の0.3倍の額）とする。</u></p> <p>8 許可を受けた利用時間を延長して利用する場合（以下「延長利用の場合」という。）の使用料は、1時間（1時間に満たないときは1時間とする。以下同じ。）につき、許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの使用料を加算した額とする。<u>ただし、第6項の場合における使用料の算出については、同項の規定は、適用しない。</u></p> <p>9 <u>市民文化ホール又は大会議室における冷暖房装置の使用料は、基本料金（市民文化ホールの舞台のみを利用する場合にあつては、基本料金の0.4倍の</u></p>

新	旧
<p>たりの基本料金を加算した額の0.4倍の額)とする。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>和泉市立人権文化センター王子町分館基本料金 表 略</p> <p>和泉市立人権文化センター幸分館基本料金 表 略</p>	<p>額。以下この項において同じ。)の0.4倍の額(延長利用の場合にあつては、1時間につき、<u>許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの基本料金を加算した額の0.4倍の額)とする。</u></p> <p><u>10</u> 略</p> <p>和泉市立人権文化センター王子町分館基本料金 表 略</p> <p>和泉市立人権文化センター幸分館基本料金 表 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。